



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.166
新年号



(公社)

事務局職員一同

栃木県産業資源循環協会

新年の御挨拶



公益社団法人栃木県産業資源循環協会 会長 菊池 清二

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は当協会の諸事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、わたくし事になりますが、昨年の正月に大きな怪我をしていまい、現在もリハビリ生活を送っております。この間、当協会の運営を支えていただいた理事の皆様、会員の皆様、そして関係者の皆様に、心からのお詫びと感謝を申し上げます。

さて、昨年は、「二季」という言葉が流行ったように、夏の猛暑の異常さや日本の魅力である四季が、変わりつつあることを実感した年でありました。このような気候変動が今後も大規模な自然災害を引き起こす可能性があります。災害廃棄物の処理に係る自治体や団体、民間の相互応援体制は構築されてきてはおりますが、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、国に対して、迅速処理に必要な規制緩和などを求めて参ります。

国が、廃棄物処理から資源循環・循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指す中で、プラスチック資源循環促進法や再資源化事業等高度化法などが施行されました。特に、再資源化事業等高度化法については、事業形態、分離・回収技術、再資源化工程の高度化を通じて、資源循環の促進と循環経済への移行を目指す重要な法律であります。ただ、同時に、こうした高度化の動きは、大手企業の新規参入を促すことにもなり、従来の産業廃棄物処理業者が新たな競争に直面する可能性もありますので、国の制度設計の動向にも注視していきたいと考えております。

また、今後、資源循環を進めていくうえで、大きな障害になりうるのがリチウムイオン電池の問題です。当該電池の混入によって多くの産業廃棄物処理施設に被害が出ており、昨年5月に発生した都内の産業廃棄物処理施設の大規模火災は我々に大きな衝撃を与えました。改正資源有効利用促進法の施行により、令和8年度から製造メーカー等による回収が義務化されるとのことでありますが、当協会といたしましても、排出者に対する啓発など出来る限りの取組を行って参ります。

我々の業界も、例外なく、深刻な人手不足、物価高騰によるコスト増に苦しんでおります。外国人育成労・特定技能制度については、国の詳細設計も最終段階と伺っておりますが、資源環境分野として産業廃棄物処理（中間処理）が対象になるよう最後まで働きかけを行って参ります。今後とも、こうした諸課題の解決に向けて全力で取り組んで参りますので、会員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、皆様の今後益々の御発展と御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶



栃木県環境森林部長 齋藤 利也

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から本県の環境行政、とりわけ資源循環及び廃棄物の適正処理の推進に特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、長きにわたり産業廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上に取り組まれるなど、本県の生活環境の保全及び資源循環の取組に多大なる御尽力をいただいておりますことに深く敬意を表します。

さて、資源循環を取り巻く情勢につきましては、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が国家戦略として位置付けられ、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用することが求められることとなりました。また、昨年11月には「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が全面施行され、脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進し、再資源化の高度化と資源循環産業の発展を図ることが示されています。

県といたしましても、こうした国の方針を踏まえ、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策を積極的に進めていく考えであり、施策の推進に当たりましては、廃棄物等の処理体制の維持強化や適正処理の推進はもとより、リサイクルの高度化や、製造業とリサイクル業が連携して取り組む「動静脈連携」など、新たな資源循環体制の構築に向け、貴協会並びに会員の皆様との協働が重要と考えております。

また、「栃木県環境基本計画」「栃木県気候変動対策推進計画」「栃木県資源循環推進計画」が本年3月に終期を迎えることを踏まえ、現在、次期計画の策定に取り組んでいるところであり、カーボンニュートラル（脱炭素化）、ネイチャーポジティブ（自然再興）といった環境政策とともに、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を統合的に実施することで、効率的な社会問題の解決などの相乗効果の発揮が期待できることから、3つの計画を「栃木県環境総合計画（仮称）」として統合することとしました。2050年カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出削減の更なる取組や循環型社会の形成に向けた資源循環の促進、人と自然の共生に向けた生態系の保全など、具体的な施策について引き続き検討して参ります。

今後も、環境問題を巡る様々な課題に対して、貴協会並びに会員の皆様にお力添えをいただきながら積極的に対応して参りますので、変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員の皆様の御健勝と益々の御繁栄を心より祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

新年の御挨拶



宇都宮市環境部長 大沢 悟

新年明けましておめでとうございます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、国におきましては、昨年11月に、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための「再資源化事業等高度化法」を全面施行し、再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本計画と整合のとれた基本方針を示し、その中で、国、地方自治体、廃棄物処分業者、事業者、消費者の各主体の取組や廃棄物の処分量に占める再資源化すべき量の割合に関する目標値等が示されるなど、資源循環産業のあるべき姿への道筋が示されたところです。

また、廃棄物処分業者に対しては、市場の需要に応じた規格・量の把握や生産性の高い設備の導入などの判断基準等が示されたほか、製造業・卸売業等に対しては、製品が廃棄物となった場合における分離の容易化や製品の製造にあたり、再生材の利用促進とその情報発信に努めることなど、資源循環産業全体の底上げが期待されております。

このように、企業活動の持続可能性を高め、新たな競争力の源泉となるサーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組が進められる中で、貴協会におかれましては、市民生活に不可欠な資源循環を担う事業者の先導者として、会員への研修・講習会などを通して本市の環境行政に御尽力いただいておりますことに対し心より御礼申し上げます。

このような中、本市におきましては、脱炭素社会や循環型社会の形成を目指した先導的な地方創生SDGsの取組が評価され、「2025大阪・関西万博創生SDGsフェス」へ出展し、ライティラインを基軸とした本市のまちづくりや、ライティラインを100%再生可能エネルギーで走行させる「ゼロカーボントランスポート」などの取組について、全世界に発信したところであります。

また、現在、計画期間を令和8年から令和22年度までの15年とする次期「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めているところであります。次期計画では、脱炭素を見据えた循環型社会の形成に向け、プラスチックの資源化や食品ロスの発生抑制などの施策事業に積極的に取り組むとともに、リサイクル（再生利用）をはじめとしたサーキュラーエコノミーを支える各種取組を横断的に展開してまいりますので、協会の皆様におかれましても、業界におけるリーダーシップを存分に発揮いただき、今後とも、限りある資源の循環利用に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と、会員皆様方のより一層の御活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会の開催

産業廃棄物の処理施設の最新の情報等を収集するため、標記研修会を次のとおり実施いたします。参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日時 令和8年2月10日（火）1回目10：00～11：30、2回目13：30～15：00
2. 観察先 リバー株式会社 壬生事業所 下都賀郡壬生町大字壬生乙 3545-1 0282-51-1080
産業廃棄物処分業（選別、圧縮固化）
シュレッダーダスト等の廃棄物を効率的に処理・再資源化する施設で、2025年8月に開設。自動クレーン、各種選別機、圧縮固化機などの最新設備を導入し、廃棄物から鉄・非鉄金属や硬質プラスチック等の有価物を回収しています。
3. 定員 各回20名（先着順）
4. 参加費 無料

労働安全衛生に関する研修会の開催

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るため、労働安全衛生に関する研修会を開催いたします。

今年度は、最近施行された安全衛生に関する法改正への対応として、改正内容の要点や具体的な取組み事例を、写真や映像を用いて分かりやすく解説いたします。また、収集運搬業務における安全対策として、排出事業者や処理施設内での作業時の注意点に加え、一般道路における交通事故防止についても、危険体験を通じて理解を深めていただく内容となっております。日頃の業務における安全意識の一層の向上につながる機会となります。

参加を希望される方は、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日時 令和8年2月17日（火）13：30～16：00
2. 場所 栃木県教育会館 大会議室（3階）宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-621-7177
3. テーマ 安全衛生の法改正への取組み方と収集運搬の安全対策
4. 講師 二階堂労働安全コンサルタント事務所 二階堂 久 氏
5. 定員 50名
6. 受講料 当協会員 無料、非会員 3,300円

産業廃棄物処理業者における産業廃棄物適正処理講習会の開催

循環型社会の形成とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けて、産業廃棄物処理業者の果たす役割はますます重要になっています。このため、主として県内の産業廃棄物処理業者を対象として、産業廃棄物の適正処理に関する講習会を開催いたします。

参加を希望される方は、栃木県環境保全公社までお問い合わせください。TEL028-622-7654

1. 日時 令和8年2月18日（水）14：00～（13：30受付開始）
2. 場所 宇都宮市文化会館 小ホール 宇都宮市明保野町7-66 TEL028-636-2121
3. 内容 サーキュラーエコノミーの実現に向けた静脈産業の役割期待（仮）
講師：TREホールディングス株式会社 経営企画本部 執行役員 副本部長
リバー株式会社 事業本部 事業統括部 執行役員 部長 山下 勇一郎 氏
4. 定員 400名（先着順）
5. 参加費 無料
6. 後援 一般社団法人栃木県解体工事業協会、一般社団法人栃木県建設業協会
一般社団法人栃木県産業環境管理協会、公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人栃木県設備業協会、一般社団法人栃木県造園建設業協会

スキルアップを考えている
方に必須の試験です

第10回

産業廃棄物処理検定 廃棄物処理法基礎



産業廃棄物適正処理のマスコット
「とき丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は

公式テキスト第1版(発行:令和5年9月)の内容を理解しているかを問います。
2025年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に 合格すると…

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和7年度 「CBT方式の試験」です。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

※受験日時については、
試験実施期間内で、
受験者が選べます。

第10回 令和8年2月11日(水)～3月4日(水)

申込期間：令和8年1月7日(水)～1月28日(水)

試験会場

全国約360のテストセンター
にある最寄りの会場から
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー
<https://www.zensanparen.or.jp/application/seminar/>

検索



申込方法

インターネット(Web)受付のみ

弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申込いただけます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail : ability-as@zensanparen.or.jp

●営業時間／月～金 9:00～17:00 ●定休日／土日・祝日

2025.10



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
——コラム——

○小型家電リサイクル法の見直し

2025年10月24日、環境省・経済産業省が合同で開催している小型家電リサイクル法見直しに向けた検討会が開かれました。

小型家電リサイクル法は2013年に制定され、約12年が経過していますが、残念ながら回収量が増加していません。この間、資源価格は高騰しており、廃家電から金属を回収する必要性は増しています。一方、リチウムイオンバッテリーを含む家電製品が増え、処理業者も困惑しています。対象品目の増加、宅配便などを排出者が利用しやすい方法の拡大、車両表示やマニフェストの負担軽減などにむけて、制度の改正が検討されています。

https://www.env.go.jp/council/03recycle/page_00053.html

<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000348740.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年12月22日掲載)

○一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理（通知）

一般廃棄物と産業廃棄物は、業の許可も施設の許可も分かれています。効率的な処理と資源循環を進めるためには、一般廃棄物と産業廃棄物の区分にとらわれず、運搬や処分を進める必要があります。

環境省は、令和3年9月30日付けの通知（環循適発第2109301号 環循規発第2109302号）において、「同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を、当該一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合して処理することについては、法令上禁じられていない。」ことを明らかにしました。産業廃棄物処理施設を有効に利用することにより、一般廃棄物のリサイクル率を高め、同時に市町村の負担を軽減することができるため、混合処理の活用が期待されます。

<https://www.env.go.jp/content/900534418.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年12月15日掲載)

○有害鳥獣最終処理

熊や鹿による被害が各地で発生し、駆除した後の廃棄物処理は、自治体の負担の増加になっています。

駆除した熊や鹿はそのまま埋立することができないため、一般的には焼却処理されます。しかし、焼却炉への負担を軽減するため、微生物による分解処理が注目されています。農水省は、減容化施設や焼却施設等の情報についてHPにおいてメーカーから得た情報を掲載しています。微生物による分解処理は、生ごみ・家畜ふん尿の処理にも有効であり、活用が期待されています。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/kikijouhou/kikijouhou.html>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和7年12月8日掲載)

～廃棄物処理問題～

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は「特別管理」の「定義」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、廃棄物の定義として誤っているものはどれか。

- (1) 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物（前段の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (4) 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (5) 特別管理一般廃棄物とは、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

【解説】

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であるが、特別管理一般廃棄物は、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物とはならないので注意する必要がある。「特別管理廃棄物」という廃棄物が定義され、それが特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分かれているものではない。特別管理一般廃棄物は、一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものをいい、特別管理産業廃棄物は産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものをいう。したがって、(5)は誤り。(1)は法第2条第2項、(2)は法第2条第4項、(3)は法第2条第3項、(4)は法第2条第5項にそれぞれ規定されている。

正解 (5)

参考までに「特別管理」という要素に注目して廃棄物を分類してみた図をつけてみました。

特別管理一般廃棄物も特別管理産業廃棄物も法律の条文の表現は、同じ「爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの」なんですが、具体的に指定されている「物」は違うんですね。

たとえば、特別管理産業廃棄物には「燃えやすい廃油」が規定されていますが、特別管理一般廃棄物には「燃えやすい廃油」という種類はありません。だから、一夏おいて使い物にならなくなつた変質灯油が事業所から排出された場合は「特別管理産業廃棄物」になるのですが、同じ性状の「変質灯油」が一般家庭から排出された場合は「特別管理一般廃棄物にはならない」、つまり「普通の一般廃棄物」となるんですね。

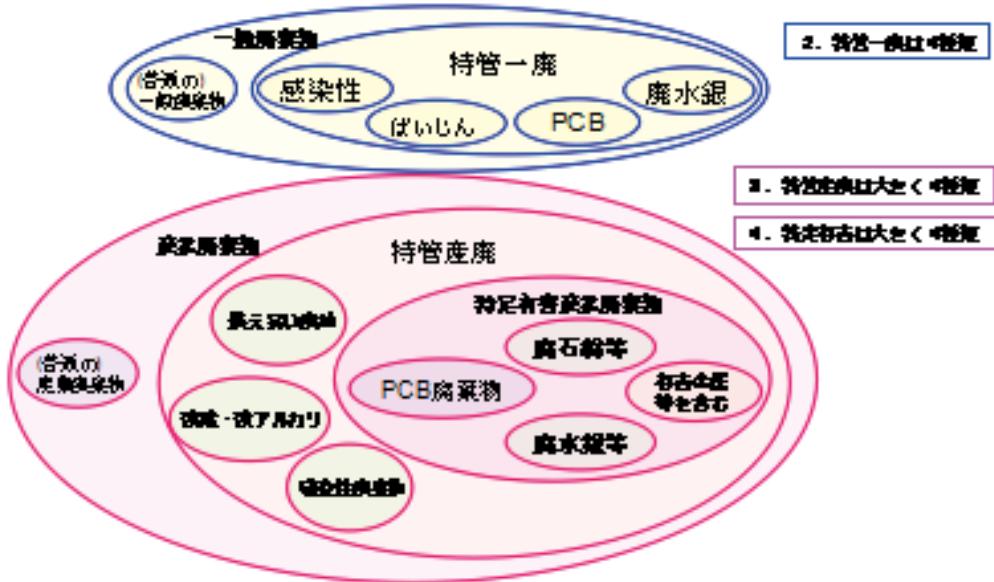
ちなみに選択肢の(5)は小学校で習った「含む、含まれない」の理屈で考えれば「特別管理一般廃棄物とは、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」ではなく、「特別管理一般廃棄物とは、普通の一般廃棄物、産業廃棄物<普通の産業廃棄物+特別管理産業廃棄物>、以外の廃棄物をいう。」となりますね。呪文のようですね。

～廃棄物処理問題～

特管物に注目した包含・系統概念図

あくまで「概要」です。
細部は省いて記載しています。

1. 基本は一般廃棄物、産業廃棄物



技術的な問題が続きましたので、別の分野から。

Q、次のうち、産業廃棄物処理業者が羈束的(=必ず)取消処分となる場合として、誤っているものはどれか。

- (1) 産業廃棄物処理業者が法人の場合で、その役員が欠格要件に該当したとき。
- (2) 不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 違反行為をした場合で、情状が特に重いとき。
- (4) 事業の全部停止又は一部停止処分に違反したとき。
- (5) 事業の用に供する施設が基準に適合しなくなったとき。

【解説】

「羈束行為」とは法の解釈が一義的にしかできないような場合で裁量は認められないこと。取消処分に関しては、「都道府県知事は～の場合、許可を取り消さなければならない」と規定されている場合が「羈束行為」として取消処分をする場合である。

- (1)～(4)は法第14条の3の2第1項に規定されており、「許可を取り消さなければならない」と規定されている。
- (5)については、法第14条の3の2第2項で「許可を取り消すことができる」と規定されている。

正解 (5)

欠格要件については、次の宿題Qと併せて次号で説明していきたいと思います。



宿題Q

次のうち、法人である産業廃棄物処理業者Aが欠格要件に該当する場合はどれか。

- (1) 役員がスピード違反で検挙され、反則金1万2,000円を納付した。
- (2) 従業員が自宅で家庭ごみを野焼きし、罰金30万円の刑に処された。
- (3) 役員が女性を侮辱した発言の罪により、拘留20日間の刑に処された。
- (4) 従業員が業務上過失致死の罪により、拘禁(令和7年5月までの行為であれば懲役)5年の刑に処された。
- (5) 役員が浄化槽法に違反し、罰金10万円の刑に処された。

ワンポイント

安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



2026年（令和8年）に施行される改正道路交通法

警視庁のホームページやリーフレットを参考にして、2026年（令和8年）に施行される改正道路交通法を紹介します。

【生活道路における自動車の法定速度引き下げ（令和8年9月施行予定）】

多くの方は、運転免許を取得しているとおもいます。

自動車の法定速度についての問題です。

自動車の法定速度 = () km/h 時

高速自動車国道の法定最高速度 = () km/h 時

回答できましたか？

正解は下記のリーフレット内に記載があります。

生活道路における自動車の法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられます。

(注記) ここでいう「生活道路」とは、
主に地域住民の日常生活に利用
されるような道路のことをいい
ます。

下記の道路における自動車の法定速度は、引き続き、60キロメートル毎時です。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

(注記) 道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

(注記) 決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 → 30 km/h



▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼

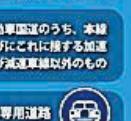
①



②



③



④

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている主な道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

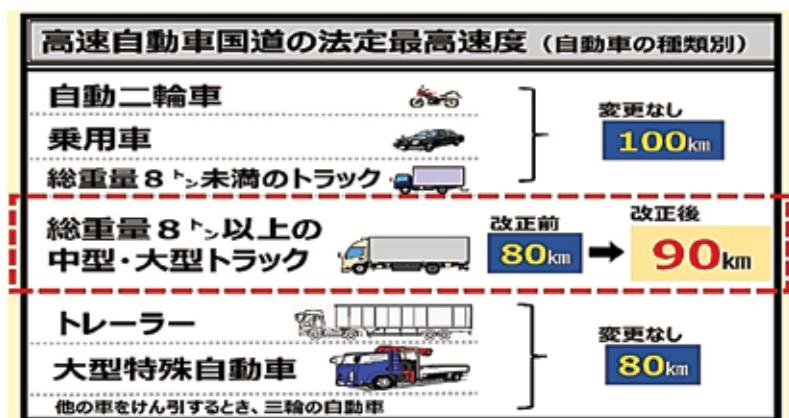
警察庁・都道府県警察

～ワンポイント安全衛生～

なお、令和6年4月1日から、高速自動車国道における大型貨物自動車等の最高速度が90キロメートル毎時に引き上げられています。

最高速度が引き上げられた車種は、大型貨物自動車と特定中型貨物自動車です。

トレーラー、大型特殊自動車及び三輪の自動車は、80キロメートル毎時まま変更ありません。



【自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入（令和8年4月施行予定）】

令和8年4月1日から、自転車の交通違反に「交通反則制度」が導入されます。

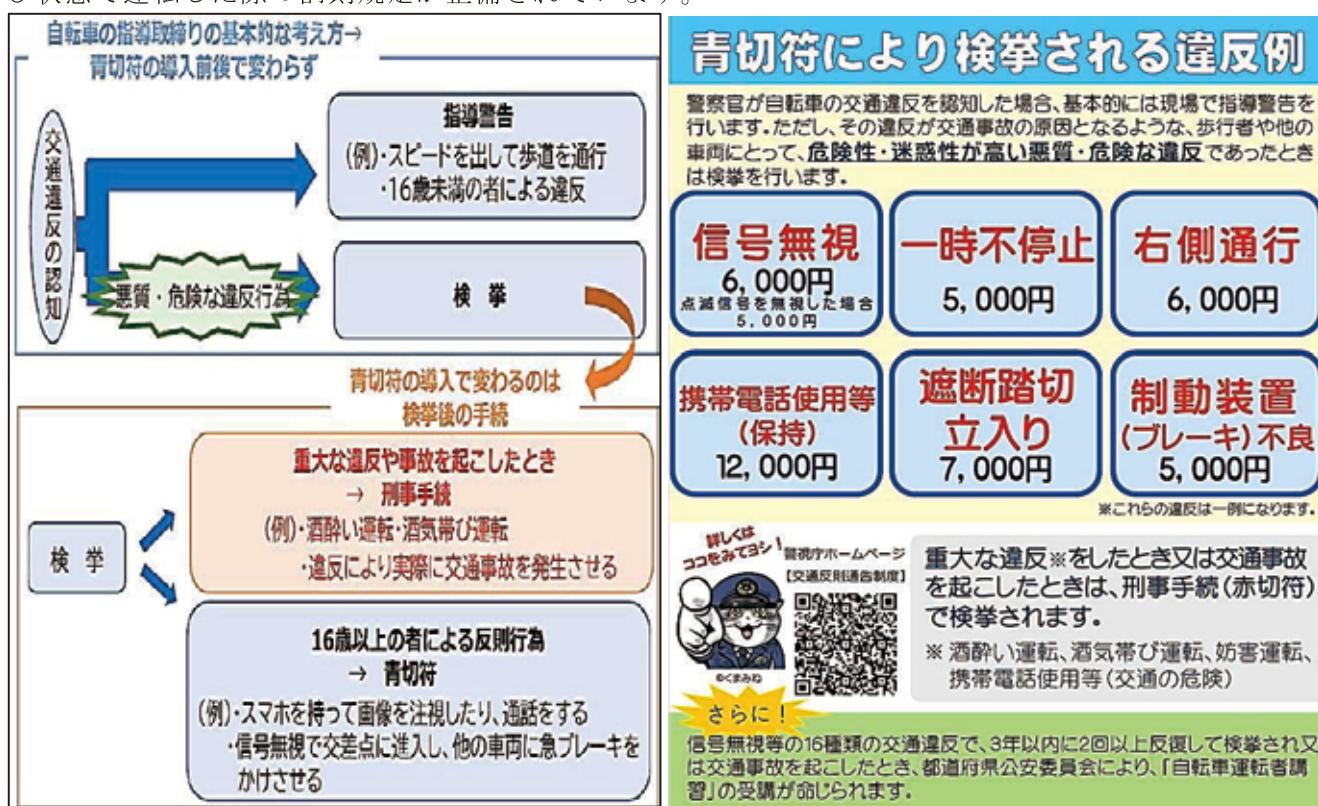
警察官が自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には指導警告を行います。**

ただし、その違反が交通事故の原因となるような、**悪質・危険な違反であったときは取締りを行います。**

(注記)取締りの対象は16歳以上の運転者となり、16歳未満の者には原則として指導警告を行います。

自転車の指導取締りの基本的な考え方は、「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入—【自転車ルールブック】」で下図のように図解されています。

なお、令和6年11月1日道路交通法の改正で、自転車運転中の携帯電話使用等や自転車を酒気帯び状態で運転した際の罰則規定が整備されています。



[参考資料]

- 「生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！」(警視庁)
- TRAFFIC NEWS FLASH (広島県警察本部 交通部交通企画課)
- 「自転車も交通反則通告制度開始第二弾」(警視庁)
- 「自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入【自転車ルールブック】」(警視庁交通局)

C S P 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 土砂混じりのがれきの処分

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問者1)

工事で出たがれきに土砂が混じってしまったが、処分できるところはありますか。

(協会1)

業者によって対応は異なると思います。がれきの処分の許可を持っている業者を何社かご紹介しますので、どの程度混じったものなのか、がれきは廃コンクリートなのか、鉄筋があるのか、タイル、レンガも含むのか、どのくらいあるのか、事前に説明して、値段交渉して業者を選定してください。

(質問者2)

工事では土砂、土も出るので、土砂を処分してくれる業者も教えて欲しい。

(協会2)

まず、公共事業であれば、発注者である自治体に相談すると良いと思います。また、土砂条例に基づき 3,000 m²未満の小規模なものは、市町が許可しておりますので市町に確認すると良いと思います。宇都宮市、日光市、大田原市では、3,000 m²以上の大規模なものまで許可しておりますが、そのほかの市町では、県が許可しております。従って、土砂の処分については発生現場の市町に相談すると良いと思います。

この他、熱海市の土砂等の流出を受けて、盛土規制法が施行されました。この法律は盛土をする時の安全性を担保するもので、許可は県が行いますが、窓口は、那須塩原市を除き市町です。

(那須塩原市の窓口は県) 市町や県で、許可している業者を教えてもらってください。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

一組織強化の推進について

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、令和8年1月1日現在、正会員202社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の 国土環境開発株式会社 を訪問しました。

1 会社概要

会社名：国土環境開発株式会社 代表取締役 滝田 貴広

本 社：栃木県宇都宮市針ヶ谷一丁目14番2号

TEL 028-688-5688 FAX 028-688-5665

工 場：栃木県宇都宮市篠井町1592番地4、14

ホームページ <https://www.kokudo-k.net>

設 立：平成3年2月



2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業（破碎・焼却・安定型埋立）

・許可番号：08440021398

○産業廃棄物収集・運搬業

・許可番号：栃木県（00900021398）

茨城県、埼玉県、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、千葉県、宮城県等

3 事業概要・施設概要

当社は、解体系・建設系産業廃棄物をはじめとする産業廃棄物の中間処理を主な事業とし、お客様第一に地域社会と環境への貢献を目指してまいりました。

産業廃棄物収集・運搬業としても2t～10t車（ユニック、アームロール、ダンプ）と栃木県を拠点とし、関東近県の運搬業務も行っています。

中間処理、最終処分業を取り扱っている身として、近隣住民様とのコミュニケーションをとりながら法令遵守と安全管理を徹底し安定した処理体制を築いております。



4 会社からひと言

現在、廃棄物量は増大する一方、人々の環境への意識の高まりにより地球規模での環境問題となっています。「いかに分別し」「いかに再利用し」「いかに最終処分をなくし」「いかに環境に害さないか」が重要なテーマとなっています。

私たちはこの問題を真正面から取り組み、汚染の少ない、環境にやさしく、再資源の研究開発に新しい技術の導入を行い、同時に安心・安全な処理を積極的に取り組んでまいります。

今後とも生活と排出、生産と廃棄、資源のリサイクルという人類最大のテーマに全社員が一丸となり変化に柔軟に対応しながらチャレンジしてまいります。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

サーキュラーエコノミー 動静脈連携マッチングセミナー

～サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けて～

共催：



栃木県



公益財團法人 産業廃棄物処理事業振興財団

国際的な資源需要の拡大と、地政学的リスクの高まりによる資源制約や気候変動などの環境制約から、サーキュラーエコノミー（以下、CE）への移行が国家戦略と位置付けられました。

本セミナーでは、栃木県内の製造業者（動脈産業）、廃棄物処理業を含む再資源化事業者（静脈産業）が、資源循環を考えるきっかけや手がかりとなるよう、動静脈間での意見交換を実施します。

今後、さらに加速度的に事業環境が変化していく中で、CE移行に積極的に参加いただく機会として、是非、ご参加ください。

プログラム

○開催日時：令和8年2月20日(金)13:30～16:50(13:00開場)

○開催場所：栃木県庁 東館 4階講堂(栃木県宇都宮市塙田1-1-20)

○対象循環資源：建設廃棄物、廃プラスチック

時間	テーマ、項目、内容等
13:30	【開会挨拶】栃木県 環境森林部 資源循環推進課
13:35～13:55	【基調講演】 サーキュラーエコノミーと産廃財団の地域支援方策について (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 常務理事 山越 厚志 氏
13:55～14:20	【事例紹介】 埼玉県での動静脈連携の取組と具体例 埼玉県 環境科学国際センター 川崎 幹生 氏
14:20～15:00	【情報提供<動脈側2社(予定)>】 再生材利用状況や再生材に代替できる部材等について
15:00～15:40	【情報提供<静脈側2社(予定)>】 資源化状況や資源化の可能性のある廃棄物等について
15:40～15:50	休憩
15:50～16:50	【グループディスカッション】
16:50	【閉会挨拶】栃木県 環境森林部 資源循環推進課

※現時点でのプログラム案になりますので、変更となる場合があります。

定員・お申し込み方法

先着40名(定員に達し次第終了)

申込締切：2月5日(木)まで ※動脈企業・静脈企業 各20名程度

お申し込みは右の二次元コードまたは下記URLから
<https://forms.office.com/r/v2aG8meCGp>



参加費
無料

事前申込制

※令和8年1月1日～募集開始

お問い合わせ先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課(担当:佐藤、後藤)

TEL:028-623-3228 E-mail:puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

ボランティアで清掃活動をしている皆さま
もりさとかわうみ
**栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトに
皆さまの清掃活動を登録しませんか？**

栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトは



ごみ拾いなどの清掃活動の取組の輪を広げたい！
そして、栃木の森里川湖から海洋に流出するプラごみゼロ！
という目的で始まった栃木県のホームページです。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/seisoukataudoutourokuseido.html>

清掃活動の輪を広げるため、
皆さまのご協力が必要です！
この機会に、ぜひ、登録をお願いします。



①掲載団体になるには

活動の頻度、内容、ひとこと PR 等を記載した「掲載申請書*」を提出してください。

②清掃活動を実施したら

拾ったごみの量、参加者の声等を記載した「活動報告書*」を提出してください。

* 「掲載申請書」「活動報告書」の様式は、県ホームページにございます。

....*掲載団体 (R8年1月5日現在)*..*

足利の山クリーンハイク/市貝ジュニアリーダースクラブ/宇都宮海さくら/宇高同窓会若草会/宇都宮市河川課/宇都宮大学環境改善サポートECHO/海と日本プロジェクト in 栃木県/株式会社大岩建設/奥日光清流清湖保全協議会/上稲葉・自然を守る会/サンエコサーマル株式会社/塩原温泉観光協会/下川俣町地区自治会/杉の並木守(日光杉並木街道保護ボランティア)/鈴運メンテック株式会社/株式会社セルクリーンセンター/株式会社ダイセキ 関東事業所/中興化成工業株式会社 宇都宮工場/中禅寺湖クリーンプロジェクト/電気興業株式会社 鹿沼工場/栃木県/公益社団法人栃木県産業資源循環協会 青年部/栃木県自然公園美化推進協議会那須支部/栃木県なかがわ水遊園(公益財団法人栃木県農業振興公社)/非営利活動法人とちぎ生涯学習研究会/非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク/利根川上流河川利用者協議会/那珂川をきれいにする会/仲田総業株式会社/那須塩原市立塩原小中学校/日光市シルバー人材センター/日産自動車栃木工場/日産自動車工長会 栃木地区/日本サーファクトント工業株式会社/日本山岳会 栃木支部/日本たばこ産業株式会社北関東工場/日本たばこ産業株式会社栃木支社/日本たばこ産業株式会社葉たばこ研究所/ノボルディスクファーマ株式会社 SustainaBULL 部/ハートランドまちづくり隊/ふれあいの森伊勢崎/株式会社ポンパック栃木工場/株式会社八幡/株式会社リ・プラ/渡辺産業株式会社

※50音順、敬称略 栃木の環境美化県民運動へのご協力感謝申し上げます。



お問い合わせ・申請書等提出先
栃木県 環境森林部 資源循環推進課 企画推進担当
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
電話番号 028-623-3228 FAX 028-623-3113
E-mail puragomizero@pref.tochigi.lg.jp



冬の奥日光 のんびり ハード に楽しもう!!

ちびっこスノーシュー

雪遊びのプロ、ネイチャーガイドと一緒に、ふか、ふかの雪の中で遊ぼう!

日付	1/25(日)・31(土) 2/8(日)
時間	10:00~12:00
料金	大人1,500円 中学生以下1,000円 ※別途スノーシューレンタル料1,000円

氷瀑トレッキング

雪原を歩いて、秘湯「庵滝」を訪ねましょう!
道中奥日光についての解説もお楽しみください

日付	1/11(日)・18(日)・22(木)・29(木) 2/1(日)・14(土)
時間	8:00~15:30
料金	13,000円

雪上ナイトハイキング

極寒の雪明りへ出かけましょう
1,3月は戦場ヶ原へ、2月は光徳の森へご案内

日付	1/17(土) 2/14(土)・22(日) 3/7(土)・20(土)
時間	17:30~19:00
料金	5,000円

刈込湖スノーシュートレッキング

一面の雪原!奥日光のさらに奥、深い森の中の秘境「刈込湖」を目指そう!!

日付	1/24(土) 2/8(日)
時間	8:30~15:00
料金	13,000円

戦場ヶ原冬のガイドウォーク

青空・霧氷・地吹雪まで!
冬ならではの景色を楽しめよう

日付	1/12(月祝)・17(土) 2/22(日) 3/7(土)・8(日)・14(土)・20(金祝)・21(土)
時間	10:00~12:00/13:00~15:00
料金	3,000円

2026

ガイド・ツアーオン

スノーシューで雪の森へ

サラサラな雪が積もる冬の森!
ガイドと一緒に静かな森を楽しもう!

日付	2/7(土)・11(水祝)・15(日)・21(土)
時間	10:30~14:30
料金	大人3,000円 中学生以下2,000円 ※別途スノーシューレンタル料1,000円

はじめてのクロスカントリースキー

初心者歓迎!雪原を滑走!
“自然を楽しむスキー”的レッスンです!!

日付	2/1(日)・5(木)
時間	9:00~12:00
料金	5,000円 ※別途スキーレンタル料2,300円

生きものつながり観察会

奥日光で楽しく知ろう!生物多様性!
生きものたちの暮らしと関わり合いを覗いてみよう!

日付	3/15(日)
時間	10:00~14:00
料金	2,000円

バードウォッチング教室

野鳥たちの暮らしぶりやその他の自然とのつながりに
注目する野鳥観察を楽しめよう

日付	1/15(木) 3/12(木) 3/22(日)
時間	10:00~14:00
料金	5,000円

狩猟&ジビエ体験

現役ハンターが狩猟レクチャー、解体体験
鹿シチューやジビエ体験も!

日付	12/21(日) 1/24(土) 2/15(日) 3/28(土)
時間	10:00~15:00
料金	6,000円 ※コーヒー・鹿シチュー・パン付き

詳細・お申し込みは
こちらのQRコードから→



栃木県立
日光自然博物館
QRコードでHPに簡単アクセス!

〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2480-1 ☎ 0288-55-0880

TOBU Group

～栃木県内のまつり・イベント情報～

栃木県内のまつり・イベント情報（1月～2月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
1月1日(木)～5日(月)、 10日(土)～	鎌阿寺 大護摩修行	足利市	足利市家富町2220	鎌阿寺	0284-41-2627
1月10日(土) 8:00～17:00頃まで	大国恵比寿講祭	真岡市	大前神社(栃木県真岡市東郷 937) 日本一えびす様 大前恵比寿神社(栃木県真岡市東郷 943)	大前神社	0285-82-2509
1月11日(日)・12日(月・祝)・ 25日(日)10:30～ 16:00	だいや日曜市	日光市	日光だいや川公園 (栃木県日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
1月11日(日)16:00～ 20:00	どんと祭	大田原市	那珂川河川公園(黒羽商工会館裏)	黒羽商工会	0287-54-0568
1月12日(月・祝) 10:00～15:00(予定) ※だるま市は20:00頃まで	小山の初市・だるま市	小山市	まちの駅思季彩館(小山市中央町 3-5-3)・JR 小山駅西口祇園城通り歩道・小山宿通り歩道・足利銀行小山支店東側駐車場	小山の初市実行委員会事務局	0285-30-4772
1月12日(月・祝) 10:00～21:00	花市(大田原地区)	大田原市	大田原野崎線(中央多目的公園前)	大田原市商工観光課	0287-23-3145
1月15日(木)	春渡祭(おたりや)	宇都宮市	宇都宮二荒山神社	宇都宮二荒山神社	028-622-5271
1月15日(木)～3月31日 (火)	第7回日本一早い? 黒磯雛めぐりスタンプラリー事業	那須塩原市	那須塩原市 黒磯地区	NPO 法人黒磯観光協会(内)街めぐり推進協議会	0287-74-2822
1月15日(木)～3月31日 (火)	いちごとみるくフェア	那須塩原市	那須塩原市内の参画施設(宿泊施設・飲食店等)	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
1月18日(日)10:00～ 14:00	花市(佐久山地区)	大田原市	佐久山地区公民館駐車場(大田原市佐久山2287番地1)	大田原市商工観光課	0287-23-3145
1月25日(日)9:00～17:00	花市(黒羽地区)	大田原市	旧駅前通り(川西地区)リオンドール前～国道294号織	大田原市観光協会	0287-54-1110
1月30日(金)～3月1日 (日)	湯西川温泉かまくら祭	日光市	沢口河川敷(日光市湯西川) 平家の里(日光市湯西川温泉1042)	日光市観光協会	0288-22-1525
1月31日(土)15:00～	節分鎧年越	足利市	織姫公民館(通6丁目)～鎌阿寺(家富町 2220)	立春会事務局(足利商工会議所)	0284-21-1354
1月10日(土) 11:00～ 12:30	太子祭	大田原市	大田原神社(大田原市山の手 2-2039)	大田原商工会議所	0287-22-2273
2月1日(日)～ 3月3日(火)[予定]	鬼怒川温泉 きぬ姫まつり	日光市	栃木県日光市鬼怒川温泉	日光市観光協会	0288-22-1525
2月3日(火)	大節分祭・節分講社祭	真岡市	栃木県真岡市東郷 937	大前神社	0285-82-2509
2月3日(火) 11:00～、 14:00～	節分祭(日光東照宮)	日光市	日光東照宮五重塔前(日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
2月3日(火)	節分会追儺式	日光市	日光山輪王寺三仏堂(日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
2月3日(火)16:00～	節分祭(日光二荒山神社)	日光市	日光二荒山神社拝殿前(日光市山内2307)	日光二荒山神社	0288-54-0535
2月3日(火)15:00～	節分祭(日光二荒山神社中宮祠)	日光市	日光二荒山神社中宮祠(日光市中宮祠2484)	日光二荒山神社中宮祠	0288-55-0017
2月7日(土)19:30～ (約 10 分間)	【日光湯元 冬のおもてなし】 冬花火	日光市	湯ノ湖畔	日光市観光協会	0288-22-1525
2月7日(土)～3月2日 (月)9:00～16:30(受付は 15:45まで)	日光田母沢御用邸記念公 園「桃の節句 つるし雛・雛飾 り」	日光市	栃木県日光市本町 8-27	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
2月7日(土)～3月2日 (月)※火曜日休園	桃の節句 つるし雛・雛飾り	日光市	日光田母沢御用邸記念公園	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
2月8日(日)～3月15日 (日)	第10回 塩原のんびり湯つく り雛めぐり	那須塩原市	那須塩原市塩原地区	塩原温泉観光協会	0287-32-4000

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

～栃木県立美術館からのお知らせ～



WATANABE Toyoshiige 渡辺豊重展



2026.1.10 sat.

いろ、かたち、ひかりの冒険

3.22 sun. 栃木県立美術館 Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

僕はなに色 A Retrospective

渡辺豊重(1931-2023)は、明るい色彩とユーモラスなかたちを変奏させ、多くの作品を生み出した美術家です。その表現は絵画や版画、彫刻のみならず、アトリエや展示室を飛び出してパブリックアートにもおよびます。渡辺は神奈川県川崎市に長く暮らしたのち、1990年代に那珂川町にアトリエを構え、2000年頃に拠点を移しました。自然に囲まれたアトリエで伸びやかな作品を制作する一方で、都会と地方の格差や社会の矛盾に気付き、その怒りや強い感情をも表現に変え「鬼」のシリーズを生み出しました。

渡辺は社会や圧倒的な力にたちむかいながらも、作品の軽やかさを失わず、新たな表現へと踏み出すのです。本展では、渡辺が探求した、いろ、かたち、ひかりの表現をたどり、その豊かなる画業を顕彰します。

関連イベント



※各イベントとも、ご参加には当日の企画展観覧券が必要です。
※事前予約は右記QRコードよりお進みください。

担当学芸員によるギャラリートーク

日時=1月10日(土)、2月7日(土)、3月7日(土)
各回とも午後2時から(1時間程度)

屋外イベント

「たちあがれ!《モクモク》」

日時=1月17日(土)、2月14日(土)、3月14日(土)

各回とも午後2時から(1時間程度)

会場=栃木県立美術館 企画展示場室(予約不要)

内容=大きなバルーンでできた《モクモク》に風を送って、屋外展示場にたちあげます。

対話型ワークショップ

「《さまざま》に對話してみよう」

日時=1月24日(土)午後2時から3時30分

会場=栃木県立美術館 企画展示室・集会室

対象=どなたでも10組(オンラインによる事前

予約制 予約開始日=12月22日(日)午後9時)

内容=彫刻を鑑賞して、粘土で《さまざま》なかたちを作って、参加者同士で対話をしてみましょう。

親子ワークショップ

「怒ったぞ!鬼をつくって、鬼になろう!」

日時=2月1日(日)午後2時から3時30分

会場=栃木県立美術館 企画展示室・集会室

対象=小中学生とその保護者10組(オンラインによる事前

予約制 予約開始日=1月12日(月)午後9時)

持ち物=最近怒った時のエピソードと気持ち

内容=社会への怒りから生まれた鬼のモチーフ。
鬼シリーズを鑑賞して自分の気持ちを鬼のかたちにしてみましょう。

同時開催

コレクション展IV 激動の時代—昭和の絵画—

会期=1月10日(土)~3月22日(日)

宇都宮美術館のご案内

北條正庸 風の旅

会期=2月8日(日)~3月29日(日)

※詳細は宇都宮美術館にお問い合わせください。

TEL 028-643-0100

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】－許可証の変更等について－

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

－編集後記－

新年あけましておめでとうございます。本年も変わらぬご愛顧のほどお願い申し上げます。

2025年は米国のトランプ関税に振り回されロシアのウクライナ侵攻にも終わりが見えない一年でしたが、2026年も米国ベネズエラへの軍事攻撃と大統領夫妻の拘束という衝撃のニュースで幕が明けました。来年の今頃は世界がどうなっているのか想像もつきません。

そんな先が読みにくい時代ですが、今年は、女性初の高市新首相のもと日本が大きく飛躍できるのではないかと勝手に期待しています。皆様にとっても本年がさらなる飛躍の年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

－事務局だより－

☆ 12月9日（火）

青年部役員会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、福田部長をはじめ9名が出席し、諸議題等について協議しました。

☆ 12月19日（金）

青年部関東ブロック幹事会が、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて開催され、福田部長、臼井副部長が出席しました。